

## 5GHz 帯無線アクセスシステムの 一部周波数の使用期限に関して

平成 24 年総務省告示第 471 号「周波数割当計画の変更」により、5GHz 帯無線アクセスシステムにおける 5,030~5,091MHz の周波数は、使用期限が平成 29 年 11 月 30 日までとなります。

既に無線局として運用されている適合表示無線設備に関しても、平成 29 年 12 月 1 日以降は使用できませんので、当該周波数帯の電波の発射を停止する必要があります。(経過措置はございません)なお、当該周波数を含む適合表示無線設備のうち、4,900~5,000MHz の周波数に関しては、引き続き無線局として運用する事が可能です。

### 該当する特定無線設備

証明規則	省令記号	名称
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	ZW	5GHz 帯無線アクセスシステム用基地局
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	AV	5GHz 帯無線アクセスシステム用基地局 (0.2 μW 以下)
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	BV	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	CV	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局 (0.2 μW 以下)
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	DV	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	EV	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2 μW 以下)
第 2 条第 1 項第 19 号の 11	FV	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.01W 以下)

当該特定無線設備を無線局として運用されている登録人・免許人の皆さまには、総務省総合通信局より周波数の停波に関する連絡が行われています。

詳しくは最寄りの総合通信局へお問い合わせください。

総合通信局の管轄地域と所在地 (お問合せ先)

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/material/commtab1.htm>

## 今後の認証の取り扱いについて

2017年12月1日以降、5,030~5,091MHzの周波数を含む工事設計認証は、下記のとおりとなります。

### ●認証を受けている特定無線設備

工事設計認証の効力がなくなる事はございませんが、5,030~5,091MHzにおいて電波を発射する事はできません。

### ●認証を受けている特定無線設備に何らかの変更の工事を行う場合

5,030~5,091MHzを除いた周波数にて工事設計認証を行います。

\* 変更内容がICCJガイドラインに該当する事例であれば、**同一認証番号**で発番することが可能です。

### ●新規認証の申込

5,030~5,091MHzの周波数を含む申込みを受付する事はできません。

## Q&A

Q1：現在運用している適合表示無線設備において、停波に伴い変更の工事を行う必要がありますか？

A1：変更内容が本事例のみの場合は、改めて変更の工事を行う必要はございませんが、停波に伴う変更の工事をご希望の場合は、**同一認証番号**で発番させていただくことが可能です。

\* 本事例以外の変更が生じた場合は、その内容に応じて変更の工事を行う必要がございます。

Q2：当該内容に係る変更の工事を行った場合、登録局についても変更届を提出する必要がありますか？

A2：現在5,030~5,091MHzの周波数にて運用されている免許局・登録局については、使用期限までに総務より停波の連絡がございますので、連絡の内容に沿って所定の手続きを行ってください。

詳細については下記営業部までお問い合わせください。

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377（代表） / 078-940-0378（FAX）

E-mail : sch\_rf@dspr.co.jp